

令和8年度
佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰支援給付金
— 申 請 要 領 —

<受付期間>

令和8年7月15日(水)午前9時から

令和8年12月15日(火)午後4時30分まで

※郵送申請は令和8年12月15日(火)消印有効

<URL>

https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shokoshinko/oshirase_shoko/21989.html

[佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰支援給付金／千葉県佐倉市公式ウェブサイト](#)

虚偽申請は犯罪です。給付金は返金の上、加算金が課されます。

目次

I. 給付金の概要	3
1. 趣旨.....	3
2. 支給額	3
II. 支給要件.....	3
1. 申請者の条件	3
2. 車両の条件	4
III. 申請手続き	6
1. 問合せ先	6
2. 申請方法	6
(1)申請受付期間.....	6
(2)申請方法.....	6
申請書の入手方法.....	6
3. 申請書類	7
4. 申請後について	7
IV. その他留意事項	8
V. 暴力団排除に関する規定	8

I. 給付金の概要

1. 趣旨

地域の物流及び継続的な経済活動の支援並びに物流機能の維持を図るため、エネルギー価格高騰により経営に影響を受けている市内の貨物運送事業者に対して支援給付金を支給します。

2. 支給額

Ⅱの支給要件を満たす貨物自動車運送事業者の事業用自動車の台数に応じて支給します。

- (1) 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり23,000円
- (2) 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり23,000円
- (3) 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり8,000円

Ⅱ. 支給要件

1. 申請者の条件

下記の8つの要件を全て満たしている必要があります。

- 1. 令和8年度において、千葉県から千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の支給決定を受けていること。
- 2. 令和8年4月1日時点で、貨物自動車運送事業を営んでいること。
具体的には、申請者の名義で、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは、貨物軽自動車運送事業の届出を行っており、必要な許可又は認可を受けていること。
- 3. 令和8年6月30日時点において、佐倉市内に貨物自動車運送事業のための営業所を有していること。
- 4. 申請日時点で、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き貨物自動車運送事業を継続する意思を有していること。
- 5. ・法人の場合………資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること、または、常時使用する従業員の数が300人以下であること。
・個人事業主の場合…常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- 6. 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 7. 佐倉市税の滞納がないこと。
- 8. 「暴力団排除に関する規定」(p14参照)を遵守していること。

※法人税法別表第一に規定する公共法人は支給対象外です。

2. 車両の条件

令和8年4月1日(午前0時)時点で、次の(1)～(4)の要件を全て満たしていること。

(1)	申請者自ら使用していること ※自動車検査証記録事項(又は軽自動車届出済証)上の使用者が申請者本人であること
(2)	佐倉市内の営業所に配置された、貨物自動車運送事業のための事業用自動車であること (※二輪車は対象外) (※自走しない車両(トレーラー等の被けん引車)は対象外) (※旅客事業用は対象外)
(3)	使用の本拠の位置が佐倉市内であること
(4)	車検が有効であること(自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日が令和8年4月1日以降であること) (ただし、一時的に車検切れしている場合はQ25参照)

自動車検査証記録事項について

令和8年4月1日時点の

自動車検査証記録事項(写し)をご用意ください

※記録年月日が令和8年3月31日以前で、有効期限は令和8年4月1日以降のもの

令和8年4月1日以降に車検を更新する(した)方は、
車検前の自動車検査証記録事項の写しを手放さずに
保存・提出してください。

※令和8年4月1日以降に変更登録などをする方も同様です。

【車検前の「記録事項」を捨ててしまった場合】

➡更新後の新しい「記録事項」でも構いません。

※更新前の内容についてお電話で確認する場合がございます。

間違いやすいのでご注意ください

受付可



受付不可



自動車検査証記録事項

自動車検査証記録事項		記録年月日	令和7年12月1日
1. 基本情報			
自動車登録番号又は車両番号	千葉 〇〇〇 さ 〇〇〇〇		
車体番号	CHR123-4567890		
登録年月日/交付年月日	令和〇年〇月〇日	初年度登録年月	令和〇年〇月
有効期限の満了する日	令和8年9月30日		
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称	佐倉 花子		
所有者の住所	千葉県佐倉市▲▲2-2		
使用者の氏名又は名称	* * *		
使用者の住所	* * *		
使用の本拠の位置	* * *		
3. 車両詳細情報			
車名	●●●		
型式	ABCS9		
自動車の種別	普通	特殊	貨物
乗客・乗務員の定員	乗客定員	3人	最大積載量
4000kg			
車体重量	車両総重量	長さ	幅
高さ			
前軸荷重	後軸荷重	後軸荷重	後軸荷重
制動距離又は制動力			
制動距離	型式指定番号	識別区分番号	
4. 備考			

自動車検査証(電子車検証)(ICチップ付き自動車検査証)



青色・半分のサイズ

※こちらは受付できません!

自動車検査証記録事項の見本

特に、桜色の箇所を確認してください。

自動車検査証記録事項									
1. 基本情報					記録年月日 令和7年12月1日				
自動車登録番号又は車両番号		千葉 〇〇〇 さ 〇〇〇〇							
車体番号		A B C 1 2 3 - 4 5 6 7 8 9 0							
登録年月日／交付年月日		令和〇年〇月〇日		初度登録年月		令和〇年〇月		有効期間の満了する日 令和8年9月30日	
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称		ABC カーリース株式会社							
所有者の住所		■■県■■市■■1-1							
使用者の氏名又は名称		XYZ貨物株式会社							
使用者の住所		使用者が申請者であること 倉市▲▲2-2							
使用の本拠の位置		* * *							
3. 車両詳細情報									
車名		●●●							
型式		貨物または特殊 (軽自動車は乗用でも可) 原動機の型式 ABC99							
自動車の種別		普通		用途 貨物		自家用・事業用の別 事業用		事業用	
車体の形状		キャブオーバ		乗車定員 3人		最大積載量		4000kg	
車両重量		×トレーラーは不可		長さ		幅		最大積載量が明示されている (軽乗用、霊柩車は不要)	
前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重		総排気量又は定格出力	
燃料の種類		型式指定番号		種別区分番号					
4. 備考									

III. 申請手続き

1. 問合せ先

2. 申請方法

(1)申請受付期間

令和8年7月15日（水）午前9時から令和8年12月15日（火）午後4時30分まで
郵送申請の場合は令和8年12月15日（火）消印有効

(2)申請方法

申請書類一式を、原則として「A4サイズ」でご準備ください。

<送付先>

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 商工振興課 商工支援班 行

申請書の入手方法

佐倉市役所商工振興課の[ホームページからダウンロード・印刷](#)してください。

※簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。

※普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。

3. 申請書類

以下の申請書類を提出してください。

書類の不備（文字が読みづらい、書類の不備等）があると、支給までに相当な時間を要することになります。確認を十分に行った上で申請してください。

※提出書類の返却はいたしませんので、控えが必要な場合は、提出前に必ずコピーを保管してください。

1)	<u>別記様式第1号:佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰支援支給金申請書兼実績報告書兼請求書</u>	
2)	「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の給付通知」 書類の写し又はメールを印刷したもの	
3)	<u>対象車両一覧</u>	
4)	対象車両全ての、令和8年4月1日時点の「自動車検査証記録事項」の写し (「記録年月日」が令和8年3月31日以前のもの) ◆「③対象車両一覧」に記入した順番に、同封してください	
5)	<u>振込先口座を確認できる書類(通帳等の写し)</u> ※申請者本人名義(法人は法人名義、個人事業主は個人名義)に限ります。 ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる箇所の写し (キャッシュカードに同じ内容が記載されていれば、キャッシュカードでも可) ◆写しを申請書に貼付け、または、同封	
6)	<u>個人事業主</u> <u>の方のみ</u>	運転免許証(両面)の写し または、 マイナンバーカード(オモテ面のみ)の写し (申請者の本人確認書類) ※申請を行う月において有効なものであり、 かつ、記載された住所が申請書住所と同一のもの。 ◆写しを申請書に貼付、または、同封

4. 申請後について

- (1) 申請受理後、内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは給付金を給付します。申請から支給まで、不備がなければ、申請状況により1～2か月程度かかります。
- (2) 給付金を支給する場合は、金額・支払予定日を、メール又は郵送で通知します。
なお、不備があって支給できない場合は、その旨と理由を、お電話等でお示しします。
- (3) 申請に不備があった場合は、事務局から電話またはメールで御連絡します。
なお、事務局が指示した日までに不備が解消しない場合、または、複数回連絡しても繋がらない場合は、申請を取り下げたものとみなします。この場合、受付期間終了後の再申請はできません。

IV. その他留意事項

(1) 本給付金の支給した後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の支給を取り消します。この場合、申請者は、佐倉市に給付金を返金するとともに、加算金を支払うことになりますので御承知おきください。

(2) 給付金の額等に不服があり、給付金の申請を取り下げる場合には、支給通知を受けた日から10日以内に、「佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰支援給付金申請取下書」を提出してください。支給済みの場合は、給付金を返金していただきます。

(3) 市は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

(4) 支給対象者は、本給付金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、令和13年度末まで保存し、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(5) 申請受付期間終了後は、車両の追加申請を受け付けることはできません。

V. 暴力団排除に関する規定

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、佐倉市が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

別記

(表)

様式第1号(第6条関係)

佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金

支給申請書兼実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、次の誓約・同意事項に全て誓約・同意の上、関係書類を添えて申請します。

誓約・同意事項(誓約・同意の場合は、□内に✓)

- ☐ 給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ☐ 申請時点で市内において事業を行っており、今後も当該事業を継続する意思があります。
- ☐ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれはありません。
- ☐ 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守しています。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではありません。
- ☐ 納期限の到来した佐倉市税を完納しています。
- ☐ 本給付金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
- ☐ 佐倉市から千葉県に対し、申請者が「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」を支給されていることについて照会する場合があることに同意します。
- ☐ 佐倉市から添付資料の追加提出、事業所への立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、その理由にかかわらず全額を返還します。

1 申請者情報

種別	☐ 法人 ☐ 個人事業主 (いずれかに✓)		
法人名及び代表者の役職・氏名又は屋号及び事業主氏名		代表者印	
本店所在地又は現住所			

(裏面に続く)

(裏)

(1 申請者情報 続き)

市内事業所の所在地	佐倉市
電話番号 (連絡先)	

2 申請 (請求) 額

運送事業の別	給付単価	台数	給付金の額
一般／特定貨物運送自動車運送事業 (小型自動車・普通自動車)	23,000円	台	円
軽貨物運送自動車運送事業 (軽自動車)	8,000円	台	円
計			円

3 振込先情報

金融機関名		金融機関コード				
本店又は支店名		店舗コード				
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号				
口座名義						

申請書類 3) 対象車両一覧 (片面印刷してください)

【記入した順番に、添付書類を同封してください】

いずれかに✓

	ナンバー				車体番号	普通車以上	軽自動車
例	佐倉	〇〇〇	さ	〇〇〇〇	ABC123-4567890		✓
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

申請書類 5) (片面印刷してください)

◆ここに通帳の写し等を貼り付けてください◆
(必須)

通帳の写しについて

申請者本人の名義に限ります。

代理人や会社代表者個人名義への振込はできません。

■紙の通帳の場合

①銀行名、②支店番号、③支店名、④口座種別、⑤口座番号、⑥名義人、が書いてある部分の写しを取ってください。

※表紙だけでは上記6項目が分からない場合 → 通帳を開いた、1・2ページ目も添付してください。

表紙

預金通帳	
1234567890	株式会社〇〇〇〇 様
〇〇〇BANK	

+

1・2 ページ目(表紙見開き)

総合口座					
おなまえ					
カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ					
通帳開設日	振替	金種	定額積立の金額	口座	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		〇〇〇	普通預金1234567
	定期預金	円			定期預金
株式会社 〇〇銀行 印					
〔銀行コード:4321〕					
口座店名 〇〇〇〇支店					

※キャッシュカードに上記6項目全ての口座情報が記載されている場合はキャッシュカードの写しでも可。

■電子通帳など、紙の通帳がない場合

電子通帳の画面コピーや、キャッシュカードの写しを提出してください。

口座番号				20 年 月 日	
株式会社〇〇〇〇 様					
お取引店					
店番号	xxx	支店名	xxxx		
預金種類	xxxx残高普通(総合)		口座番号	xxxxxxxx	
Web 口座{					
口座のご名義は、カタカナにて表示しております					

■当座預金など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

当座勘定照合表(上記6項目全て記載があるもの)や電子通帳の画面コピー等を提出してください。

申請書類 6)【個人事業主の方のみ必須】**【片面印刷してください】**

◆ここに本人確認書類の写しを◆
貼り付けてください
(個人事業主の方のみ必須)

運転免許証の場合……………両面

マイナンバーカードの場合……………オモテ面のみ

(オモテ面)

(ウラ面)

※マイナンバーカードのウラ面は貼らないこと。